

職員身元保証人規程

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合職員身元保証規程

(規程の適用)

第1条 この組合に採用された職員の提出する誓約書及び身元保証契約書は総てこの規程による。

(誓約書)

第2条 誓約書はこの規程にもとづき職員等が自ら守るべき事項を列挙し後日の証として誓約するものをいい、下記事項は必ず記載されなければならない。

- 1 組合の諸規則及び命令を守り誠実に勤務すること
- 2 最善を尽くして組合の発展向上に努力すること
- 3 故意又は重大な過失により組合に損害を及ぼしたときは、在職中は勿論退職後においてもこれを弁償すること
- 4 在職中は組合の承認した身元保証人をたてること
- 5 誓約条項に違背したときはいつ解雇されても異存はないこと

(身元保証契約書)

第3条 身元保証契約書は、二人以上の身元保証人が採用された職員等の身元について自ら保証すべき事項を列挙し、後日の証として組合と契約するものをいい、下記事項は必ず記載しなければならない。

- 1 当該職員等の誓約した事項を守らせること
- 2 当該職員等の行為により組合に損害を及ぼしたときは契約期間中は勿論、保証期間満了又は解約後においても当該保証期間中の事項については賠償の責めに任ずること
- 3 当該職員等の不都合の行為については一切責任を負担すること
- 4 保証する期間
 - ① 前項第4号の保証する期間は5ヶ年以内とすること。

(身元保証人となれない者)

第4条 次の各号に該当する者は身元保証人となることができない。

- 1 未成年者
- 2 独立して生計を営まない者
- 3 成年被後見人又は被保佐人

- 4 破産者で復権できない者
- 5 禁固以上の刑に処せられた者
- 6 この組合の職員等
- 7 この組合が承認しない者

(移動の届出)

第5条 身元保証人は住所氏名その他契約に際して、組合が要求する事項について変更があったときは、直ちに組合へ届け出なければならない。

(更新・補充)

第6条 職員等が自己の身元保証人が次の各号に該当するに至ったときは、遅滞無く更新又は補充の手続きをしなければならない。

- 1 身元保証契約期間を経過したとき
- 2 組合又は身元保証人の都合により身元保証契約を解除したとき
- 3 死亡又は失踪の宣告を受けたとき
- 4 第4条第1項の2号ないし7号に該当するに至ったとき
 - ① 身元保証契約を更新する場合の保証の期間は、更新のときから5ヶ年以内とする。

(勤務と身元保証の関係)

第7条 身元保証人は、組合の行う事業のすべてを認知し当該職員等の勤務が組合の行う事業のいずれに属し、又は変更するも異存ない旨特約することができる。

(組合の義務)

第8条 組合は、次の場合においては遅滞なく身元保証人に通知しなければならない。

- 1 当該職員等に業務上不適任又は不誠実な事跡があり、これがため身元保証人の責任を惹起するおそれがあることを知ったとき
- 2 当該職員等の任務を変更し、これがため身元保証人の責任を過重ならしめるとき

(提出期日)

第9条 誓約書及び身元保証契約書は、採用後1週間以内に提出しなければ

ばならない。

(解 雇)

第 10 条 次の各号の 1 つに該当するときは、当該職員等を解雇することができる。

- 1 故意又は悪意により第 6 条の規定に従わなかったとき
- 2 正当な理由なく第 9 条の規定に従わなかったとき
- 3 身元保証人を欠くに至ったとき

(特殊事項)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決を経て組合長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

(様式1)

誓 約 書

私は、この度貴組合に就職するに際して、次の事項をかたく守ることをここに誓います。

- 1 貴組合の諸規則及び職務指示命令を守り誠実に勤務いたします。
- 1 最善を尽くして組合の発展向上に努力いたします。
- 1 貴組合勤務中は不正の行為は勿論、許可を得ないで他の事業に従事するようなことは決していたしません。
- 1 故意又は重大な過失により貴組合に損害を及ぼしたときは、在職中は勿論、退職後においても必ず弁償いたします。
- 1 職務上知り得た秘密は、在職中は勿論、退職後においても決して他に漏洩いたしません。
- 1 都合により退職する場合は、30日前に理由を付して退職願いを提出し業務上不都合のないようにいたします。
- 1 貴組合在職中は、貴組合の承認された身元保証人をたてます。
- 1 以上の各事項に違背したときは、何時解雇されても依存はありません。

平成 年 月 日

現住所

氏 名

Ⓔ

宮川下流漁業協同組合
代表理事組合長

様

(様式2)

身元保証契約書

現住所

氏名

印

上記の者、貴組合に雇用されるについて次の条項により身元保証契約をいたします。

- 1 本人が貴組合に契約した事項を守らせます。
- 1 本人の行為により貴組合に損害を及ぼしたときは、契約期間中は勿論、保障期間満了又は解約後においても、当該保証期間中の事件については、連帯して賠償の責めに任じます。
- 1 本人の不都合の行為については、一切の責任を負担いたします。
- 1 本契約期間は、本日より満5年とし身元保証人は、身元保証に関する法律第4条により本契約を解除する場合のほか、勝手に解除はいたしません。

平成 年 月 日

住 所

身元保証人

印

住 所

身元保証人

印

宮川下流漁業協同組合

代表理事組合長 吉澤 喜 様

(注) 氏名は必ず自書すること、保証人は印鑑証明を添付すること。